

試験の達人×合格コーチ 対談シリーズ

具体⇄抽象

第8回

を变幻自在に操って

サクッと解答

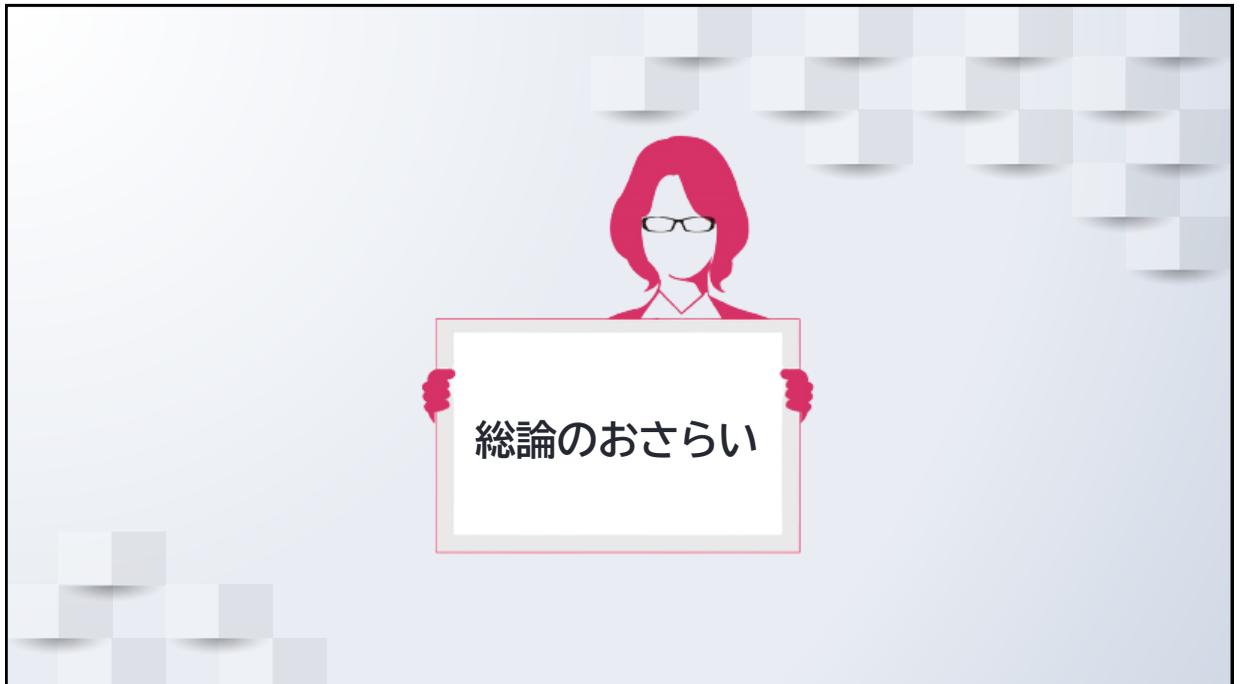
～民法⑥～



リーダーズ総合研究所



1



2

☞ 総論編のおさらい①

受験勉強における基本知識の操縦法を2つの視点から把握し、具体⇔抽象を必要とする意義を理解する

① (使える化) 具体⇒抽象

総論①

(市販の) テキストや問題集は数多く存在するが、資格試験においてそれらの教材を使ってどのように基本知識(=使える知識)を習得すべきかについて理解する

⇒ 最初に使える知識の作られ方(=受験指導校のノウハウ)を把握した上で、試験合格に必要なとなる基本知識を記憶

② (解ける化) 抽象⇒具体

総論②

試験問題を解くに際し、記憶した基本知識をどのように操って問題(特に具体的事例問題)を解くべきかについて理解する

⇒ 問題文中の(隠された)テーマ・論点を検索し、当該テーマ等に関連する知識を脳内から正確かつ迅速に引き出して解答

3

☞ 総論編のおさらい②

総論①
で扱う

使える化

解ける化

総論②
で扱う



具体

帰納法

抽象

演繹法

具体

4



5

👉 出題傾向① (債権総論)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
債務不履行			●	●		<div style="border: 2px dashed red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 債権法改正 による出題 空白期間 </div>			●	●	●		
債権者代位権				●					●	○			
詐害行為取消権	●	○		●									
連帯債務					●								●
保証		●											
債権譲渡・債務引受		●			○					●	○		
弁済・相殺		●	●						●				●

● : 行政書士試験 (択一式問題) ○ : 行政書士試験 (記述式試験)

6



7

👉 保証① - 1 (条文・判例別出題状況)

(保証債務の成立) - 465条の6	(保証債務の内容) - 最大判昭40.6.30
<p>29-09 司法試験 令和3年</p> <p>Q 個人であるAがBのCに対する債務を保証する場合に、Bの債務がBの事業のために負担した貸金債務である場合、AC間の保証契約は、Aが保証債務を履行する意思を保証契約の締結後速やかに公正証書で表示することにより、その効力を生ずる。</p> <p>☛ × (民法465条の6)</p>	<p>29-01 司法試験 平成30年</p> <p>Q 特定物の売買契約が売主の債務不履行により解除され、売主が代金返還義務を負担したときは、売主のための保証人は、反対の特約のない限り、当該代金返還義務について保証の責任を負う。</p> <p>☛ ○ (最大判昭40.6.30)</p>
<p>29-10 宅建士試験 令和2年10月</p> <p>Q ケース①個人Aが金融機関Bから事業資金として1,000万円を借り入れ、CがBとの間で当該債務に係る保証契約を締結した場合と、ケース②個人Aが建物所有者Dと居住目的の建物賃貸借契約を締結し、EがDとの間で当該賃貸借契約に基づくAの一切の債務に係る保証契約を締結した場合において、保証人が保証契約締結の前1箇月以内に公正証書で保証債務を履行する意思を表示していない場合、ケース①のCがAの事業に関与しない個人であるときはケース①の保証契約は効力を生じないが、ケース②の保証契約は有効である。</p> <p>☛ ○ (民法465条の6)</p>	<p>29-02 司法書士試験 平成31年</p> <p>Q AがBに対して中古車を売ったことに基づくAの債務をCが保証した場合において、Bがその代金を支払った後にAの債務不履行によって当該中古車の売買契約が解除されたときは、Cは、Aの既払代金返還債務についても保証の責任を負う。</p> <p>☛ ○ (最大判昭40.6.30)</p>
	<p>29-03 行政書士試験 平成23年</p> <p>Q 私は、AがBとの間に締結した土地の売買契約につき、売主であるAの土地引渡等の債務につき保証人となりましたが、このたびBがAの債務不履行を理由として売買契約を解除しました。Bは、私に対して、Aが受領した代金の返還について保証債務を履行せよと主張しています。私が保証債務の履行を拒むことは可能でしょうか。</p> <p>☛ × (最大判昭40.6.30)</p>

8

☞ 保証①－2 (条文・判例別出題状況)

(情報提供義務)－465条の10

29-11
司法書士試験
令和2年

Q 事業のために負担する債務を主債務として委託に基づく保証がされる場合には、主たる債務者は、委託を受ける者に対し、①財産及び収支の状況、②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容に関する情報を提供しなければならない。

☞ (民法465条の10第1項)

29-12
司法試験
令和3年

Q 個人であるAがBのCに対する債務を保証する場合に、Aが、Bの委託を受けて、Bの事業に係る債務を保証しようとする場合、Bは、保証契約の締結に当たり、Aに対し、Bの財産及び収支の状況について情報を提供しなければならない。

☞ (民法465条の10第1項)

(情報提供義務)－458条の2

29-04
司法試験
令和3年

Q 個人であるAがBのCに対する債務を保証する場合に、Aが、Bの委託を受けて保証した場合、Cは、定期的に、Aに対し、主たる債務の元本及び利息について、不履行の有無、残額及び弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

☞ (民法458条の2)

29-05
司法書士試験
令和2年

Q 主債務者の委託を受けて保証をした保証人の請求があった場合には、債権者は、保証人に対し、主債務の元本及び利息などその債務に従たる全てのものについて、不履行の有無、これらの残額、そのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

☞ (民法458条の2)

(情報提供義務)－458条の3

29-06
司法試験
令和3年

Q 個人であるAがBのCに対する債務を保証する場合に、Bがその有していた期限の利益を喪失した場合、Cは、Aに対し、その旨を通知しなければならない。

☞ (民法458条の3第1項)

29-07
司法書士試験
令和2年

Q 期限の利益を有していた主債務者がその利益を喪失した場合、債権者は、保証人に対し、期限の利益の喪失を知った時から2か月以内に、主債務者が期限の利益を喪失したことを通知しなければならない。

☞ (民法458条の3第1項)

29-08
司法書士試験
令和2年

Q 期限の利益を有していた主債務者がその利益を喪失した場合、債権者が保証人に対し、その情報提供を怠った場合には、債権者は、主債務者及び保証人のいずれに対しても、主債務者が期限の利益を喪失した時から通知が現にされるまでの間の遅延損害金について、期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除き、請求することができない。

☞ (民法458条の3第2項)

9

☞ 保証①－3 (条文・判例別出題状況)

(保証債務の効力)－453条

29-13
予備試験
平成24年

Q 共同保証人の一人が債権者に対し保証債務を弁済し、他の共同保証人に対して求償をした場合において、求償を受けた保証人が、主たる債務者に弁済をする資力があつ、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者に弁済をした保証人は、まず主たる債務者に求償権を行使しなければならない。

☞ (民法453条)

29-14
司法試験
平成21年

Q 保証人が検索の抗弁権を行使するためには、主たる債務者に弁済の資力があつ、かつ、主たる債務者の財産が執行の容易なものであることを証明する必要がある。

☞ (民法453条)

(保証債務の効力)－457条

29-15
司法書士試験
平成28年

Q 主たる債務者に対して履行の請求をした場合には、連帯保証人に対しても、消滅時効の完成猶予及び更新の効力を生ずる。

☞ (民法457条1項)

29-16
司法書士試験
平成19年

Q 主債務者が消滅時効の完成前に債務を承認した場合には、連帯保証人との関係でも消滅時効の更新の効力を生ずる。

☞ (民法457条1項)

29-17
予備試験
平成24年

Q 主たる債務者の意思に反して保証人となった者は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができない。

☞ (民法457条2項)

29-18
司法試験
平成30年

Q 主たる債務者が債権者に対し反対債権を有している場合であっても、保証人は、債権者から保証債務の履行を請求されたときは、保証債務を履行しなければならない。

☞ (民法457条3項)

10

保証②－１（まとめ表＝使えるツール）

保証債務の意義・性質

意義	保証債務とは、主たる債務者が、その債務を履行しない場合に、主たる債務者に代わって、その債務を履行すべき義務をいう（４４６条１項）。
性質	<p>(1) 独立性 保証債務は、主たる債務とは別個の独立した債務である。</p> <p>(2) 内容同一性 保証債務は、主たる債務と同一内容の給付を目的とする債務である。</p> <p>(3) 付従性 ①成立における付従性 ②消滅における付従性 ③内容における付従性</p> <p>(4) 随伴性 主たる債務が、債権譲渡によって、第三者に移転したときは、それに伴って、保証債務もまた移転する。</p> <p>(5) 補充性 保証人は、主たる債務の履行がない場合に、補充的に、履行の責任を負う（４４６条１項）。したがって、保証人は、催告・検索の抗弁権を有する（４５２条、４５３条）。</p> <p>ア 催告の抗弁権 催告の抗弁権とは、債権者が、保証人に債務の履行を請求したとき、保証人が、まず、主たる債務者に催告（請求）するよう求めることができる抗弁権をいう（４５２条本文）。</p> <p>イ 検索の抗弁権 検索の抗弁権とは、債権者が、主たる債務者に対して催告をした後に、保証人に履行の請求をしたときでも、保証人が、まず主たる債務者の財産に執行するよう求めることができる抗弁権をいう（４５３条）。検索の抗弁権を行使することができるのは、主たる債務者に弁済の資力があり、かつ、主たる債務者の財産への執行が容易であることを証明した場合に限られる。</p>

11

保証②－２（まとめ表＝使えるツール）

保証債務の成立・内容

成立	<p>(1) 利害関係を有しない第三者の保証 保証契約は、債権者と保証人との間の契約（保証契約）によって成立する。主たる債務者は、保証契約の当事者ではないことから、主たる債務者と保証人との事情は、保証債務の成立に影響を及ぼすものではない。また、主たる債務者の意思に反しても、保証人となることができる。</p> <p>(2) 要式契約 保証契約の締結は、必ず、書面で行わなければならない（４４６条２項）。なお、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前１ヶ月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない（４６５条の６第１項）。</p>
保証債務の範囲	保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する（４４７条１項）。ただし、保証人は、その保証債務についてのみ、違約金または損害賠償の額を約定することができる（４４７条２項）。
判例	特定物の売買における売主のための保証においては、通常、その契約から直接に生ずる売主の債務につき保証人が自ら履行の責に任ずるといよりも、むしろ、売主の債務不履行に基因して売主が買主に対し負担することあるべき債務につき責に任ずる趣旨でなされるものと解するのが相当であるから、保証人は、債務不履行により売主が買主に対し負担する損害賠償義務についてはもちろん、特に反対の意思表示のないかぎり、売主の債務不履行により契約が解除された場合における原状回復義務についても保証の責に任ずるものと認めるのを相当とする（最大判昭４０．６．３０）。

12

保証②－3 (まとめ表=使えるツール)

情報提供義務の比較

関連条文	465条の10	458条の2	458条の3
提供時期	契約締結時	保証人の請求時	主たる債務の期限の利益喪失を知った時から2ヶ月以内
内容	財産及び収支の状況など	主たる債務の履行状況	主たる債務者が期限の利益を喪失したこと
個人・法人	個人 (×法人)	個人・法人	個人 (×法人)
主たる債務内容	事業に係る債務	債務内容不問	債務内容不問
提供主体	主たる債務者	債権者	債権者
相手方	委託を受けた保証人	委託を受けた保証人	保証人 (委託の有無は不問)
義務違反の効果	主たる債務者が情報提供しなかったことにつき、債権者が悪意・有過失の場合、保証契約の取消し可	規定なし ⇒債務不履行責任	期限喪失時から通知時までの遅延損害金の請求不可

13

保証②－4 (まとめ表=使えるツール)

保証債務の効力

保証人の抗弁権(対外的効力)	<p>(1) 保証人自身の抗弁権 保証人は、主たる債務の履行がない場合に、補充的に、履行の責任を負う(446条1項)。したがって、保証人は、催告・検索の抗弁権を有する(452条、453条)。一方、連帯保証の場合は、催告の抗弁権・検索の抗弁権は有しない(454条)。</p> <p>(2) 付従性に基づく抗弁権 ア 主たる債務者の抗弁 保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる(457条2項)。⇒「主たる債務者が主張することができる抗弁」とは、主たる債務が不存在・無効である抗弁、主たる債務が時効で消滅したという抗弁などがある。</p> <p>イ 主たる債務者の取消権・解除権・相殺権 主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権または解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れるべき限度において、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる(457条3項)。</p>
主たる債務者・保証人に生じた自由の効力	<p>(1) 主たる債務者に生じた事由の効力 主たる債務者について生じた事由は、保証債務の付従性により、原則として、保証人に対して効力を及ぼす。たとえば、主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予及び更新は、保証人に対しても、その効力を生ずる(457条1項)。</p> <p>(2) 保証人に生じた事由の効力 保証人について生じた事由は、主たる債務を消滅させる行為以外は、主たる債務者に効力を及ぼさない。たとえば、保証人が保証債務を承認しても、主たる債務の時効の更新事由とはならない。</p>

14

保証②-5 (まとめ表=使えるツール)

内部関係

保証人の態様	求償の内容		
委託を受けた保証人	事後求償権	弁済期後の債権消滅行為	支出した財産の額 弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償
		弁済期前の債権消滅行為	主たる債務者がその当時利益を受けた限度
	事前求償権		有
委託を受けない保証人	事後求償権	主債務者の意思に反しない場合	主たる債務者がその当時利益を受けた限度
		主債務者の意思に反する場合	主たる債務者が現に利益を受けている限度
	事前求償権		無

15

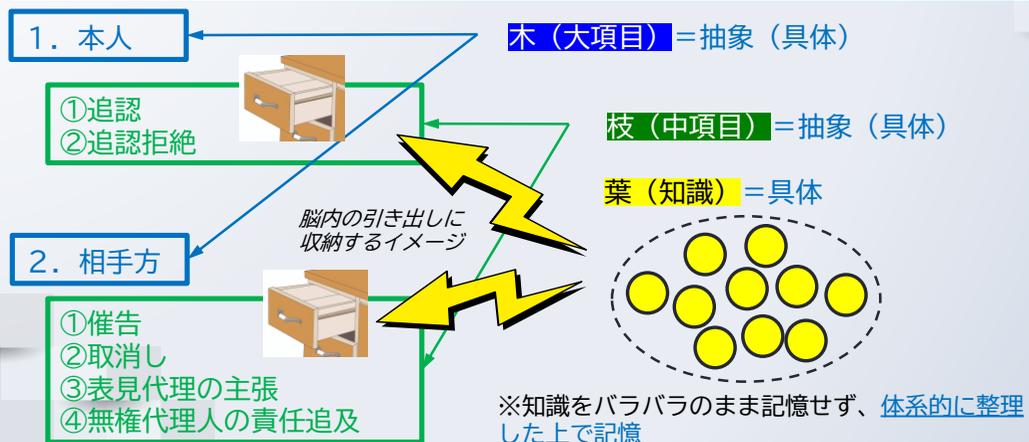
記憶法 (フレームワーク手法を活用した記憶術)

個々の知識が体系上どこに位置づくのかを整理した上で記憶 (森⇒木⇒枝⇒葉の順で記憶していくイメージ)

(具体例)

森 (論点) = 抽象

無権代理行為が行われた場合の本人、相手方が採りうる手段



16

☞ 保証③－1 (変換不要型【問題編】)

<令和3年司法試験問題>

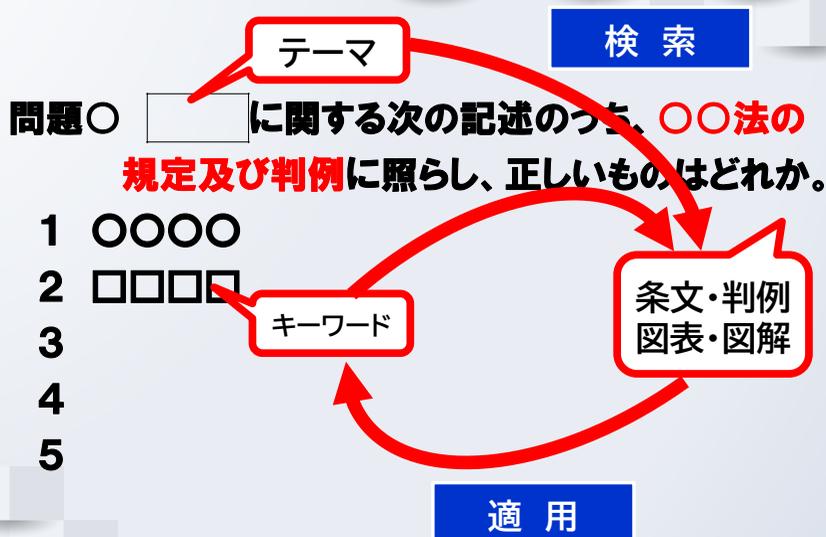
第19問 個人であるAがBのCに対する債務を保証する場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. Aが、Bの委託を受けて、Bの事業に係る債務を保証しようとする場合、Bは、保証契約の締結に当たり、Aに対し、Bの財産及び収支の状況について情報を提供しなければならない。
- イ. Bの債務がBの事業のために負担した貸金債務である場合、AC間の保証契約は、Aが保証債務を履行する意思を保証契約の締結後速やかに公正証書で表示することにより、その効力を生ずる。
- ウ. Aが、Bの委託を受けて保証した場合、Cは、定期的に、Aに対し、主たる債務の元本及び利息について、不履行の有無、残額及び弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。
- エ. Bがその有していた期限の利益を喪失した場合、Cは、Aに対し、その旨を通知しなければならない。
- オ. Aの保証が根保証である場合、極度額が定められなければ、その効力は生じない。

1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

17

☞ 択一式思考プロセス ((記録) ⇒ 検索 ⇒ 適用)



18

☞保証③－ 2 (変換不要型【問題編】)

<令和3年司法試験問題>

第19問 個人であるAがBのCに対する債務を保証する場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. Aが、Bの委託を受けて、Bの事業に係る債務を保証しようとする場合、Bは、保証契約の締結に当たり、Aに対し、Bの財産及び収支の状況について情報を提供しなければならない。
- イ. Bの債務がBの事業のために負担した貸金債務である場合、AC間の保証契約は、Aが保証債務を履行する意思を保証契約の締結後速やかに公正証書で表示することにより、その効力を生ずる。
- ウ. Aが、Bの委託を受けて保証した場合、Cは、定期的に、Aに対し、主たる債務の元本及び利息について、不履行の有無、残額及び弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。
- エ. Bがその有していた期限の利益を喪失した場合、Cは、Aに対し、その旨を通知しなければならない。
- オ. Aの保証が根保証である場合、極度額が定められなければ、その効力は生じない。

1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

19

☞保証③－ 3 (変換不要型【解説編】)

<合格者の思考プロセス>

I. 問題処理力 (正確性・迅速性)

●表示されたテーマから (法律構成を行い、) 関係する諸法令の要件・効果に当てはめて解答を導く

⇒ 各肢の末尾に注目すると、肢ア・イ及びエは (保証の) 情報提供義務に関する問題であることがわかるので、情報提供義務の比較に関する図表 (②-3) の中から関連する知識を検索する。

(ワンポイント)

●肢アを正しいと判断できた段階で、選択肢は3・4・5に絞られる。肢ウよりも肢エの方が文章が短いので先に検討する。肢エが正しいと判断できた段階で肢3を選択する (肢オに関する条文はまとめ表に未掲載)

●情報提供義務は改正債権法施行後、他資格では頻出なので、まとめ表を活用して整理・記憶しておくこと

<解答> 「3」

20

☞ 保証④－１（変換型・テーマ検出【問題編】）

<令和3年司法試験問題第19問肢ア（改題）>

問 Aは飲食店を開業したいと考えており、当該事業に必要な資金をBから借り入れることにしたが、Bは、金銭の貸し付けに当たって連帯保証人を立てることを要求してきた。そこで、Aは、友人Cに頼み込んで自己の連帯保証人になることを依頼し、Cも承諾したが、Cが、Bとの連帯保証契約（以下、「本件連帯保証契約」という）を締結するに際し、Aから民法465条の10第1項各号に掲げる情報（以下、単に「情報」という）の提供がなされることはなかった。その後、Aが債務の履行を怠ったので、Bは、Cに対し、Aの借入金の返済を請求してきた。

このとき、Cは何か反論したいと考えているが、Cは、どのような場合、誰に対し、どのような法的手段を講ずることができるか。40字程度で記述しなさい。また、記述に当たっては、「Aが情報を提供していないことについて、」から記述するものとし、文字数に含める必要はない。

【参照条文】

民法（明治29年法律第89号）

（契約締結時の情報の提供義務）

第465条の10 主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証・・・の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

一 財産及び収支の状況

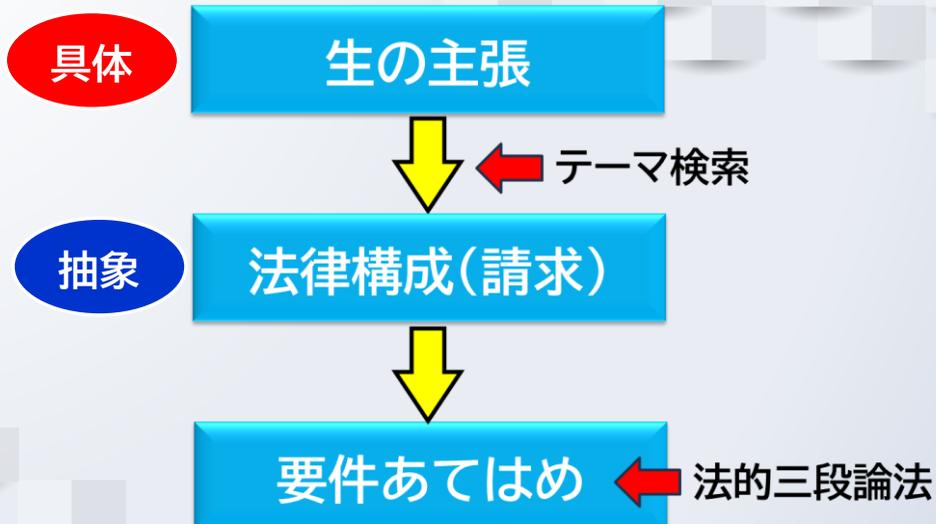
二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

三 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

2～3（略）

21

☞ 記述式解法プロセス（3段階モデル）



22

👉 保証④－２ (変換型・テーマ検出【解説編】)

<令和3年司法試験問題第19問肢ア(改題)>

問 Aは飲食店を開業したいと考えており、当該事業に必要な資金をBから借り入れることにしたが、Bは、金銭の貸し付けに当たって連帯保証人を立てることを要求してきた。そこで、Aは、友人Cに頼み込んで自己の連帯保証人になることを依頼し、Cも承諾したが、Cが、Bとの連帯保証契約(以下、「本件連帯保証契約」という)を締結するに際し、Aから民法465条の10第1項各号に掲げる情報(以下、単に「情報」という)の提供がなされることはなかった。その後、Aが債務の履行を怠ったので、Bは、Cに対し、Aの借入金の返済を請求してきた。

このとき、Cは何か反論したいと考えているが、Cは、どのような場合、誰に対し、どのような法的手段を講ずることができるか。40字程度で記述しなさい。また、記述に当たっては、「Aが情報を提供していないことについて、」から記述するものとし、文字数に含める必要はない。

【参照条文】

民法(明治29年法律第89号)

(契約締結時の情報の提供義務)

第465条の10 主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証・・・の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

- 一 財産及び収支の状況
- 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- 三 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

2～3(略)

23

👉 保証④－３ (変換型・テーマ検出【解説編】)

(生の主張)
Cからの借入金返済請求に対し、何か反論したい

Aの借入金を返済せよ!

本件連帯保証契約を締結するに際し、Aから情報の提供がなされることはなかった。

連帯保証人C
(個人※)

連帯保証契約

債権者B

保証の委託

Aは、友人Cに頼み込んで自己の連帯保証人になることを依頼し、Cも承諾

主たる債務者A

金銭消費貸借契約
=事業資金の借入

当該事業(=飲食店)に必要な資金をBから借り入れる

※CはAの友人とあるので、法人でないことがわかる

24

☞ 保証④－４（変換型・テーマ検出【解説編】）

<合格者の思考プロセス>

I. 具体⇒抽象の変換力・テーマ検索力

●テーマ候補から迅速かつ正確に本問に適したテーマを絞り込んで法律構成を行う

⇒ 問題文の情報から選択し得るAの反論を検討する（＝Xが甲土地を正当に利用できる権原【利用権】の有無を検討する）。

①問題の所在（出発点）

Cとしては、本件連帯保証契約をなかつたことにしたいと考えるのが自然
⇒ なかつたことにするための法的手段として、①無効、②取消し及び③解除があるが、本問ではどの手段を選択すべきかを順に検討する。

なお、本問では、Cは、Aとともに連帯して債務を負っているから、補充性（催告の抗弁、検索の抗弁）を有しない。

25

☞ 保証④－５（変換型・テーマ検出【解説編】）

①無効の主張

⇒ 無効原因としては、①意思無能力者の法律行為、②心裡留保・虚偽表示による法律行為及び③公序良俗に反する法律行為を挙げることができるが、本事例からはいずれの事実も読み取れない

候補

②取消しの主張

⇒ 取消し原因としては、①制限行為能力制度による取消し及び②錯誤・詐欺・強迫による取消しを挙げることができるが、本事例からはいずれの事実も読み取れないものの、Aから民法465条の10第1項各号に掲げる情報の提供がなされることはなかつたことにつき、取消しを主張できないだろうか。（Aは本来やるべきことをやっていない）

⇒ 情報提供義務違反（まとめ表②－3参照）について要件を検討

③解除の主張

⇒ 無効原因としては、①合意解除、②債務不履行解除を挙げることができるが、本事例からはいずれの事実も読み取れない

26

☞ 保証④－ 6 (変換型・テーマ検出【解説編】)

Ⅱ. 問題処理力 (正確性・迅速性)

●表示されたテーマから (法律構成を行い、) 関係する諸法令の要件・効果に当てはめて解答を導く

⇒ 「情報提供義務」による取消しの可否について、脳内の記憶を想起 (あの図表ね!) し、各要件に問題文の事実を当てはめる。

<情報提供義務違反に基づく取消権行使の要件を検討>

○①保証をする者が法人でないこと

⇒ 「友人C (= 自然人)」

○②主たる債務が事業のために負担する債務であること

⇒ 「当該事業 (= 飲食店経営) に必要な資金をBから借り入れる」

○③②を主たる債務とする保証契約が締結されたこと

⇒ 「Cが、Bとの連帯保証契約を締結」

○④③の保証契約が主たる債務者からの委託に基づいて締結されたこと

⇒ 「Aは、友人Cに頼み込んで自己の連帯保証人になることを依頼し、Cも承諾」

27

☞ 保証④－ 7 (変換型・テーマ検出【解説編】)

○⑤主たる債務者が民法465条の10第1項各号に掲げる事項に関して情報の提供がないこと

⇒ 「Aから民法465条の10第1項各号に掲げる情報の提供がなされることはなかった。」

×⑥⑤の事実について、債権者が知り又は知ることができたこと

⇒ 本問では読み取れない

したがって、Bが、AからCに対し、民法465条の10第1項各号に掲げる情報の提供がなされることはなかったことを知り又は知ることができた場合に、本件連帯保証契約の取消しを主張することができる。

なお、取消しの相手方は本件連帯保証契約の一方当事者である「B」である。

<解答例>

「Aが情報を提供していないことについて、」Bが知り又は知ることができたときは、Bに対し、本件連帯保証契約を取り消すことができる。

(43字)

28



29

X上で実施のアンケート結果①

Q1 資格試験の受験生の皆さんにとって、過去問題集や肢別本はどのような学習ツールですか？（投票数：219票）

①自己の学習到達度（実力）を知るためのツール	9.6%
②繰り返し解いて知識の定着を図るためのツール	46.6%
③テキストの内容の理解を深めるためのツール	19.6%
④出題範囲や出題形式等を知るためのツール	24.2%

実施期間：令和5年7月31日～8月6日

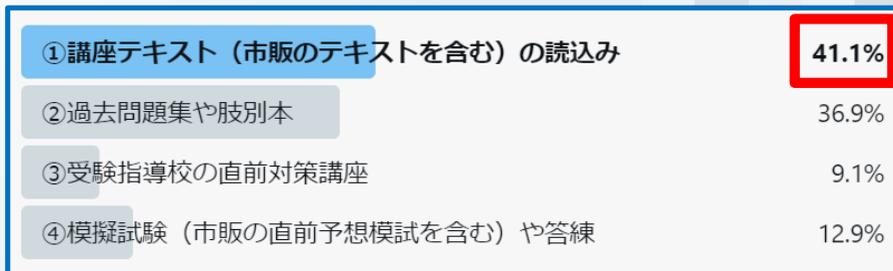
（結果）

- 投票者（受験生及び合格者を対象、以下同じ）の約半数は、②過去問を知識の定着を図る（記憶用）ツールとして活用
- 投票者の中には、過去問等を複数のツールとして活用したり、過去問題集と肢別本とで役割を異にする投票者もいる

30

X上で実施のアンケート結果②

Q2 資格試験の受験生の皆さんが、試験の直前期に最も力を入れて取り組む学習は何ですか？（投票数：241票）



実施期間：令和5年8月1日～8月7日

（結果）

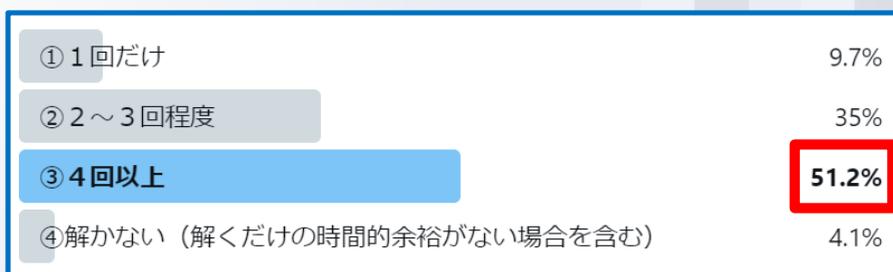
○投票者は、①講座テキストの読込み及び②過去問題集や肢別本に二極化している（併せて、約80%）

○③受験指導校の直前対策講座の教材（集約化ツール）を記憶用として繰り返す投票者もいる

31

X上で実施のアンケート結果③

Q3 資格試験の受験生の皆さんは、過去問や肢別本を何回解きましたか（解く予定ですか）？（投票数：217票）



実施期間：令和5年8月3日～8月9日

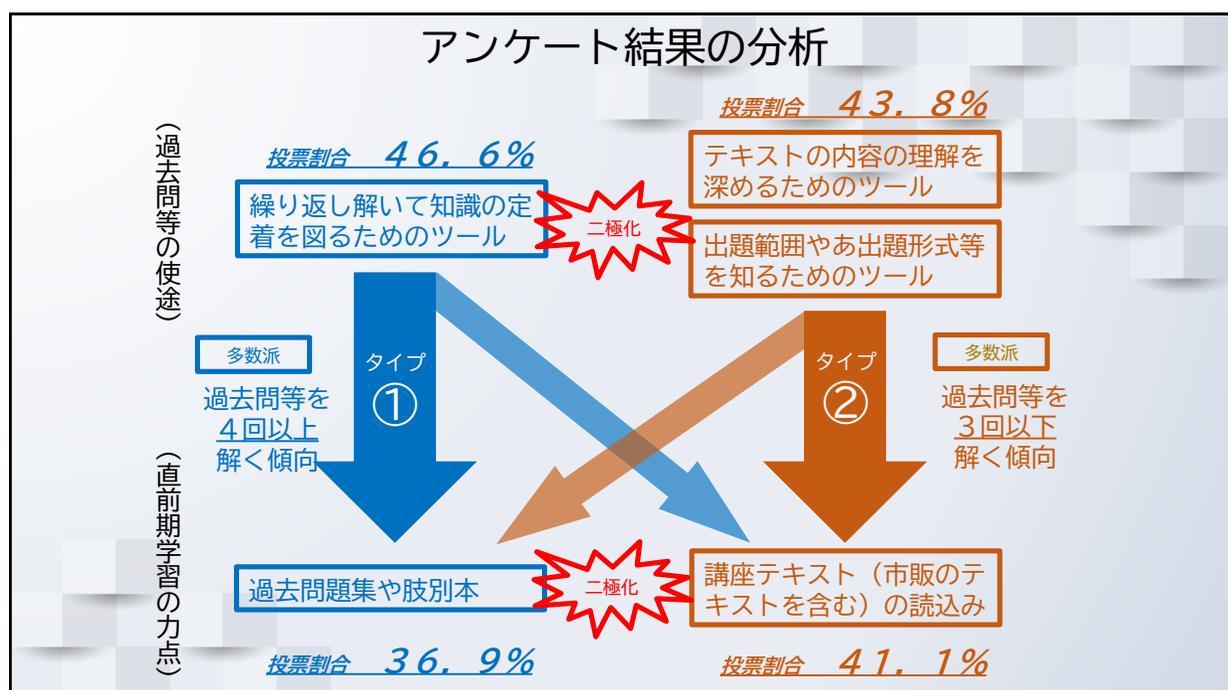
（結果）

○投票者の半数以上は、過去問等を③4回以上（中には、10回以上）解いている

○投票者の約4割程度は時間がないためか、過去問等を①1回だけ、あるいは②2～3回程度解いている

32

アンケート結果の分析



33

アンケート結果からわかる課題・対策例

(タイプ①の受験生)

“知識の空洞化”をどう解消するかが課題

▼主な対策例

- 問題を解く度、テキストに立ち返って関連（周辺）知識を確認
- 関連知識（図表化したもの）を過去問題集等に貼っておき、問題を解く度に確認 等

(タイプ②の受験生)

自己の“学習到達度”をどのように知るかが課題

▼主な対策例

- 模擬試験や答練の活用
- テキストの問題集化 等

※過去問で、少なくとも出題範囲や出題形式等だけは確認しておく

34

テキストの問題集化（テキストの図表を活用した記憶法）

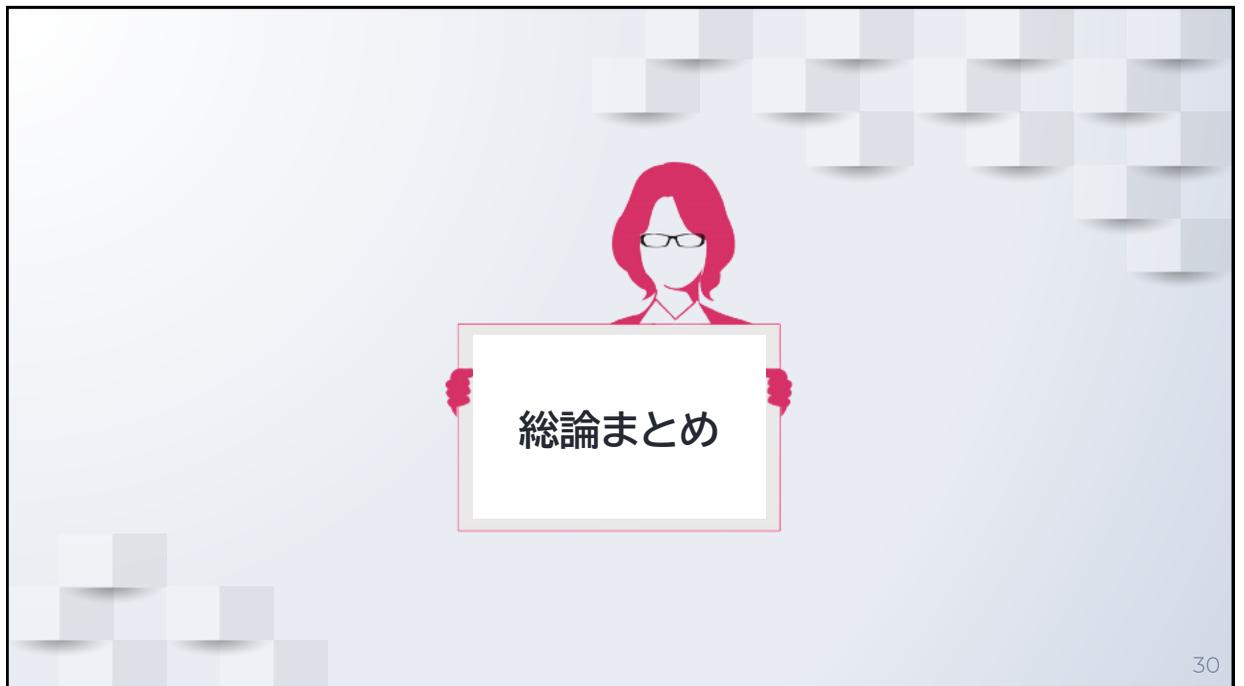
< 94条2項の第三者 >

第三者に該当する（4）	第三者に該当しない（6）
①不動産の仮装譲渡人からさらに譲り受けた者及び転得者	①土地が仮装譲渡されて建物が建築された場合の借家人
②仮装譲渡の債権につき、抵当権の設定を受けた者	②借地に仮装譲渡された建物が仮装譲渡された場合の土地賃借人
③仮装譲渡の債権の譲受人から取立てのために債権行使を怠った債権者	③先順位の特許権が仮装放棄された場合の後順位抵当権者
④虚偽の債権行使を以て差押えをした者	④仮装譲渡の債権の債務者
	⑤債権行使の譲受人から取立てのために債権行使を怠った債権者
	⑥一般債権者

（図表を活用した記憶法）

- ①テキストを読み込む際は図表を手で隠し、各タイトルの横にメモした数字（個数）だけを頼りに全ての項目が即答できるか、挑戦する
- ②即答できないものがあれば、その項目だけを記憶する

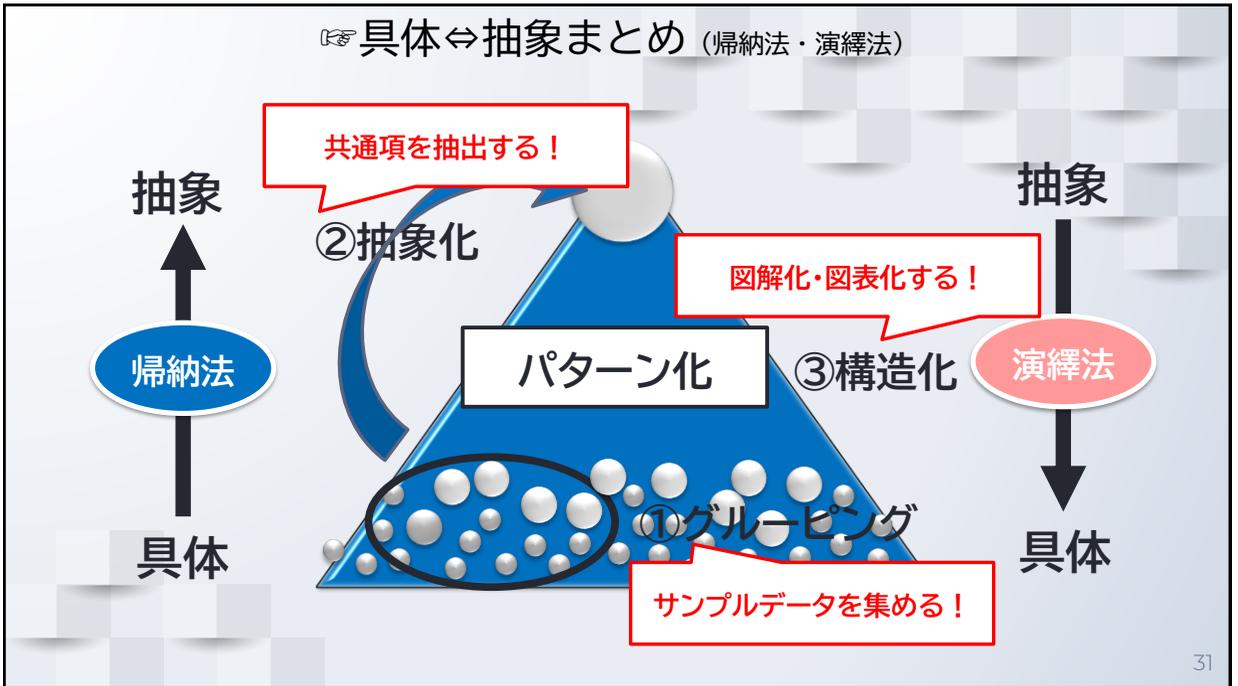
35



30

36

👉 具体⇔抽象まとめ (帰納法・演繹法)



👉 具体⇔抽象をもっと学ぶには・・・ (その①)

リーダーズ式 **解法ナビゲーション講座**

待望の憲法と商法も実施!

約 3,000 肢の肢別ドリルで過去問の穴をカバーし、
出題パターンと解法パターンを徹底マスターしながら、
キーワード反応で問題がサクサク解けるようになる!

Web 講座説明会
解法ナビゲーション
講座の効果的活用法



講座仕様

回数・時間

- 全 28 回 (1 回 2 時間)
- ① 民法 10 回
- ② 憲法 4 回
- ③ 行政法 10 回
- ④ 商法 4 回

教材

- ① 解法ナビゲーション
肢別ドリル集
- ② 重要ポイントノート
- ③ 図解カード集



講座ガイダンス動画を配信中!

👉 具体⇔抽象をもっと学ぶには・・・ (その2)

リーダース式 パーフェクト過去問徹底攻略講座

クロスレファレンス学習で
過去問の解き方もマスターして
過去問を本試験で使える知識にする!

Web 講座説明会
パーフェクト過去問徹底攻略
講座の効果的活用法



講座仕様

回数・問数

全 60 時間
民法 24 時間
憲法 9 時間
行政法 21 時間
商法 6 時間

教材

- ① 2024 年版パーフェクト過去問集
- ② 重要ポイントノート
- ③ 図解カード集

行政書士試験対策
過去問の効率的な使い方を徹底マスター

パーフェクト 過去問 徹底攻略講座

民法①

リーダース総合研究所

民法①を配信中!

39

試験の達人×合格コーチ 対談シリーズ

具体⇔抽象

を变幻自在に操って

サクッと解答

～民法⑥～

第8回

リーダース総合研究所

40